

ISSB(国際サステナビリティ基準審議会) 公開草案に対するコメント

金融・資本市場委員会
ESG情報開示国際戦略タスクフォース座長・
日本経済団体連合会専務理事

井上隆
いのうえ たかし



気候変動問題を中心としたサステナビリティ情報の開示に対する資本市場の要請が高まっている。2021年11月には、国際会計基準の開発を進めているIFRS財団のもとに、サステナビリティ基準の開発を目的とするISSB(国際サステナビリティ基準審議会)が設置された。ISSBの議長は、ダノンの元CEOでESG経営を推し進めたエマニユエル・ファベール氏が務めており、日本からは、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)でESG投資を推進した小森博司氏がISSB理事に就任した。EUや米国において、独自のサステナビリティ情報の開示基準の開発が進められており、ISSBには、世界各国で統一して受け入れることができるグローバルなベースラインとなる基準開発が求められる。ISSBは、2022年3月末に、今後のサステナビリティ情報の開示に共通して求め

られる全般的な内容を規定した「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要
求事項案(以下、全般的要
求事項案)」およびISSBの最初のテーマ別基準である「気候
関連開示基準案」の2つの公開草案を公表した。

経団連金融・資本市場委員会のもとに設置した、企業の実務家から構成されるESG情報開示国際戦略タスクフォースでは、7月29日に、2つの公開草案に対するコメントをとりまとめ、ISSBに発出した。
以下、コメントの概要を紹介する。

総論：開示基準のグローバルな ベースラインの構築に向けて

ISSBにおける、国際的に統一されたサステナビリティ基準の開発は、資本市場の要

請を受けた時宜を得た取り組みであり、我が国としても官民を挙げて、ISSBの基準開発に積極的に貢献していく。

グローバルに受け入れられる基準作りを行うために、各国が適用できる「グローバルなベースライン」となる基準作りを行うべきとのISSBの考え方に賛同し、この考え方を十分に基準に反映するために、以下の3点が必要である。

1. 各国・各法域で、開示制度や関連する法制度は多様であること、サステナビリティ情報開示の成熟度も様々であることから、世界中で広く受け入れることができる柔軟な要求事項とすること。

2. 開示の目的を明確化するとともに、共通して開示しなければならぬ開示要求は必要最小限の内容とし、それ以外の項目については、固有の事情を踏まえて、企業自身

が開示内容を判断できるようにすること。そのためには、細則主義的な基準ではなく、原則主義的な基準とすること。

3. 利用者にとって真に必要な開示項目は何か(利用者は各開示項目をどのように評価し、分析に役立てているのか)、開示企業のコスト負担が過剰ではないかについて、十分に精査すること。

各論①…全般的な要求事項案に対する「コメント」

(1) 開示の重要性

草案では、企業にとって重大な(significant)サステナビリティ関連のリスクおよび機会について、重要性がある(material)情報の開示を要求している。

「サステナビリティ」「重大な」「重要性がある」といった概念は、開示の範囲を決定することから、その定義の明確化が必要である。

(2) 外部の基準の考慮

草案では、企業が開示内容の検討を行うにあたり、ISSBが定める基準以外の基準についても「考慮しなければならない」としている。

外部基準の参照を求めるのであれば、適切なデュー・プロセスを踏んだうえで、参照すべき基準を、ISSBの基準の中で明確に規定すべきである。

(3) 報告対象となる企業の範囲

草案では、企業が持つバリュー・チェーン

についてのサステナビリティ関連情報の開示を求めている。

企業が支配していない関連会社や取引先等のバリュー・チェーンから必要な情報を適時に収集することは難しく、また、営業秘密や機微情報が含まれている可能性もあることから、バリュー・チェーンの範囲や開示内容は、企業が対応可能な範囲に限定する必要がある。

(4) 財務報告と同時期の報告

草案では、サステナビリティ報告は、財務報告と同じ報告期間を対象とすることを要求している。

各国の開示制度や法制度、海外子会社の決算期等、各企業の状況に合わせた対応が可能となるよう、厳密な「報告時期の同時性」を求めるのではなく、柔軟に例外を認めるべきである。

各論②…気候関連開示基準案に対する「コメント」

(1) GHG排出量の「Scope 3」の開示

草案では、GHG排出量の「Scope 3」の開示を、一律に求めている。

「Scope 3」については、排出量測定の一貫的な基準も確立されていない等の理由から、現状では、一律に開示を強制すべきではなく、任意での開示が適当である。今後、算定実務の進展や開示の有用性等を見極めたうえで、段階的に拡充することが妥当である。

(2) 産業別開示要求

草案では、企業に対して、SASB(米国サステナビリティ会計基準審議会)基準の業種分類に基づく業種別指標の開示を求めている。

SASB基準の産業別開示は、各国の状況や企業実態にそぐわない内容が多く、現状のままでは、業種別指標の開示を求めることは適当ではない。今後、各国の産業分類との整合性を図りながら、汎用性の高い業種分類の在り方を再検討すべきである。

サステナビリティ情報の開示に関しては、日本においても、有価証券報告書上に新しい記載欄を設けて、開示の充実を図ることとされている。その具体的内容については、財務会計基準機構に設置され2022年7月、正式に発足したSSB J(サステナビリティ基準委員会)において、ISSBの基準も踏まえて検討が行われる予定である。

情報開示の究極的な目的である2050年カーボンニュートラルの実現と、我が国企業の取り組みが正当に評価される市場の構築に向けて、経団連としても取り組みを強化していく。

(注)「Scope 1」「Scope 2」は自社の温室効果ガス(GHG)排出量を意味するのに対し、「Scope 3」は自社以外のサプライチェーンにおけるGHG排出量を意味する